

斐伊川流域別下水道整備総合計画検討委員会（以下、「委員会」という）における合意事項

平成19年2月7日の委員会において、斐伊川流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」という。）の基本方針となる COD、T-N、T-P の流入許容負荷量の県別目標値や下水道の整備水準、水質環境基準達成のための対策について、下記のとおり合意された。

1 基本方針

宍道湖及び中海の全ての水質環境基準点において水質環境基準を達成するためには、下水道整備のみならず、それ以外の負荷削減対策も必要であり、その達成には時間を要すると考えられるため、これを“最終目標”とし、平成35年を目標年次とした“当面の目標”を設定するものとする。

1.1 最終目標

- 1) 最終目標は、宍道湖・中海の全ての水質環境基準点において、水質環境基準を達成することを目標とする。
- 2) 流入許容負荷量の目標は、県別の流入許容負荷量を記載するものとする。
- 3) 下水道の整備水準は、水質環境基準を達成するために下水道整備で行う事項を記載するものとする。
- 4) 下水道以外の対策については、宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画（以下、「湖沼水質保全計画」という。）などにより関係機関が連携・協力して効率的な負荷削減に努めるものとする。

1.2 当面の目標

最終目標の達成には時間を要すると考えられるため、平成 35 年を目標年次とする当面の目標を設定し、下水道整備や放流水質向上に対する積極的な新技術の導入、その他の流入負荷削減対策を関係機関が協力して着実に推進するものとする。

1.3 その他

水質環境基準を達成するための現段階での課題等をまとめ、今後の調査・研究並びに関係機関との調整につなげるものとする。

2【最終目標】

2.1 斐伊川流域における流入許容負荷量の県間配分

宍道湖・中海の COD、T-N、T-P 濃度は、流域及び外海から流入する負荷量と底泥溶出に起因する負荷により形成され、COD 濃度については、T-N・T-P 濃度に起因する内部生産にも影響される。また、底泥からの溶出量は、流入負荷削減等に伴い低減するものと考えられる。

これらの要因を勘案し、最終目標を達成するための各県における COD・T-N・T-P 流入許容負荷量の目標値を、それぞれ次のとおりとする。

ただし今回の設定値については、負荷削減対策及びその削減効果など不確定な要素を多く含んでいることから、次回の流総方針見直し時における県間配分比は、新たな施策・知見等を反映し改めて設定し直すものとする。

流入許容負荷量の県別目標値(年間平均値)

単位 t/日

項目	鳥取県	島根県	計
COD	0.33	7.92	8.25
T-N	0.20	2.88	3.08
T-P	0.002	0.060	0.062

※数値は中海・宍道湖に流入する負荷量の合計値

2.2 下水道の整備水準について

水質環境基準を達成するために、下水道整備は計画処理区域内における面整備率 100%達成を目指すとともに、適切な高度処理の推進をはかる。

2.3 下水道以外の対策について

水質環境基準を達成するためには、下水道以外の対策も必要であり、湖沼水質保全計画などにより関係機関が連携・協力して効率的な負荷削減に努める。

3【当面の目標】

3.1 下水道の整備水準について

最終目標を達成するために、下水道の面的整備の推進並びに合流式下水道の改善対策等を実施するとともに、計画下水量が2万 m³/日以上 of 下水処理場については、高度処理を推進するものとする。なお、計画下水量が2万 m³/日未満の下水処理場については、現況における下水道整備の状況を踏まえ、各県の流総計画において、必要に応じて高度処理の導入を検討するものとする。

目標水質(年間平均値) 単位:mg/L

	COD	T-N	T-P
計画下水道量2万 m ³ /日以上	8	8	0.3
計画下水道量2万 m ³ /日未満	13	10	2.4

3.2 下水道以外の対策について

下水道以外の対策については、湖沼水質保全計画における負荷削減対策を推進するものとする。

3.3 流入負荷量について

最終目標を達成するために、下水道整備やその他の流入負荷対策を関係機関が協力して着実に推進するものとする。目標年次である平成35年に達成が見込まれる各県の COD・T-N・T-P 流入負荷量を示す。

平成35年における流入負荷量(年間平均値)

単位 t/日

項目	鳥取県	島根県	計
COD	1.35	16.81	18.15
T-N	0.71	5.76	6.48
T-P	0.043	0.319	0.362

※ 数値は中海・宍道湖に流入する負荷量の合計値

※ 数値は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある

4 今後の課題等

(1) 下水道以外の対策の具現化

下水道整備のみでは当該水域の水質環境基準を達成することは困難であり、市街地・農地・山林等の非特定汚染源対策も含めた負荷削減対策を検討する必要がある。そのためには、湖沼水質保全計画により関係機関が連携・協力して効率的な流入負荷削減対策を検討・実施するとともに、対策の効率的な促進に資するよう技術開発や削減方法等に対する研究、データの蓄積等が必要である。

(2) 流総計画と湖沼水質保全計画との調整及び連携

湖沼水質保全計画と流総計画は、その計画対象期間、目標年次は異なるものの、その目標とするところは両計画とも斐伊川流域における水質環境の向上であり、水質環境基準の達成に向けて両計画の関係機関等は連携・協力して計画の策定・推進に努めていくものとする。

以上 委員会における合意事項

斐伊川流域別下水道整備総合計画検討委員会規約

（設置及び目的）

第1条 斐伊川流域別下水道整備総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）は、斐伊川流域に係る下水道整備総合計画に関する基本方針を策定するための調査及び検討を行うことを目的として設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）斐伊川流域に係る下水道整備総合計画に関する基本方針を策定するための調査及び検討。
- （2）その他、委員会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、国土交通省、島根県、鳥取県の職員で組織する。

2. 委員会には、第2条の所掌事務を効率的に遂行するために、幹事会及び事務局を置く。
3. 委員会の委員及び幹事会の幹事は別表のとおりとする。ただし、委員会の目的を達成するために必要と思われる者については、委員長の指名により委員会に出席することができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から互選された者がこれにあたる。

2. 委員長は委員会を代表し会務を総括する。ただし、委員長に事故のある場合は委員長の指名する者に代行させることができる。

（委員会）

第5条 委員会は、必要な都度委員長が招集し、委員会の目的を達成するために必要な事項の審議を行う。

（幹事会）

第6条 幹事会に幹事長を置き、幹事の中から委員長が指名した者がこれにあたる。

2. 幹事会は、幹事長が招集し、委員会の運営の円滑化を図るために必要な調査審議等を行うものとする。

（事務局）

第7条 事務局は、中国地方整備局企画部に設置し、委員会の事務を処理するものとする。

（委任）

第8条 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長がこれを定める。

（規約の改正）

第9条 規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

（附則）

この規約は、平成18年5月25日から施行する。